

弁護士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第二百五十三号）

改正後	改正前
<p>（旧特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第三条 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）附則第二条の規定によりなお効力を有するものとされる旧特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一号を次のように改める。</p> <p>一 弁護士又は弁護士法人であつて、次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>(2) 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者</p> <p>(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) その社員のうちイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの</p> <p>(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p>	<p>（資産の流動化に関する法律施行令附則第一条の規定によりなお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第三条 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）附則第二条の規定によりなお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一号中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加える。</p>

[